

研究の窓

社会保障理論の見直し

社会保障制度審議会は、21世紀へ向けての社会保障の在り方を検討するために、1991年11月、社会保障将来像委員会を設け、精力的に検討を行い、本年2月第1次報告を発表した。それは次のような文言で書き始められている。

「1950年の『社会保障制度に関する勧告』は、憲法第25条の定める“健康で文化的な最低限度の生活”の保障という理念を、第2次大戦後の経済的困窮の中でいかに具体化するかという課題を担っていた。当時国民の大多数の間では社会保障は未知のものであり、この勧告によって国民は社会保障の具体像を知ることができた。それが今日では、社会保障は国民生活にとって不可欠のものとして定着し、広く国民の間で受け入れられている。その後1950年代勧告当時にはまったく予想されなかったり、あるいはそれほど重要なものとして考慮されなかったが、社会保障制度に重要な影響を及ぼすような社会経済上のさまざまな変化が生じた。」

その変化の第1としてあげているのは、豊かな社会の実現と、それに伴う給付の改善・充実が見られる一方で、国民負担の重さが問われるようになったこと。第2は、人口の高齢化とそれに伴う負担の世代間連帯性、第3は家族制度の解体とそれに伴う問題、第4は女性労働や高齢者就業等をめぐる労働市場の変化、第5に人口の都市集中に伴う過疎・過密が生み出した社会保障の対応、最後に民間福祉活動や私的年金など生活保障手段の多元化が取りあげられている。そしてこの間の変化に対応し社会保障の給付水準が上昇し、制度上でも変化があったのは当然として、社会保障の目的も救貧から防貧に、更に広く国民全体の生活の保障へと変わってきたことに注目する。そこから社会保障の基本的理念として社会の＜連帯性＞を取りあげ、社会保障を「みんなのために、みんなで作り、みんなで支えていく」ものと論じている。

私は社会保障制度審議会の会長として、更には将来像委員会の委員長として、この提言に責任をもっている。だが、この認識に固執する意図はない。社会保障はまさに「みんなで作る」ものであるから、世論の意向に耳を傾けなければならないし、識者の意見も十分聞かなければならない。その意味で社会保障研究所が、「社会保障理論の再構築」をテーマとして、シンポジウムを開催され、討議がなされたことを歓迎するものである。

ところで、現行社会保障制度の役割と問題性、その改善の方策、更には先進的な社会保障制度をもつ、あるいはもった国々の成果や行き詰まり等についても、少なからぬ研究業績がある。しかし、社会保障の理論となると業績というべきものは甚だ少ない。自然科学は学問自体が普遍性を持ち、世界性をもっているが、社会科学の領域では、歴史的状況の違いもあり、文化的な特殊性

もあって、それを貫く理論の構築は容易ではないし、抽象的になれば現実との距離が大きくなる。更に悪いことは、日本の大学は社会科学の領域でも、理論的には一般に進歩的であるが、体制としては保守的で、講座や講義の名称、更には内容もなかなか現実に追いつかない。社会保障という領域は第2次大戦後急速に発展し、国民所得のなかで社会保障費は10%、国家財政のなかでは25%に達しているのに、国立大学でその講座をもつのは数えるほどしかない。したがって研究者も少ない。今後、“social policy”論のなかでも中核的な地歩を占められる社会保障理論の研究が、盛んなことを願ってやまない。

隅 谷 三喜男

(すみや・みきお 社会保障制度審議会会長)